【小規模不動産特定共同事業登録の変更届に必要な書類】

変更内容	書類の名称	備考
（1）商号又は名称及び住所、資本金又は出資金	変更届出書（様式第十六号）	
	法人登記（履歴事項全部証明書）	・申請日前３カ月以内に発行したものを提出してください。
（2）役員、政令使用人	変更届出書（様式第十六号）	
	登録申請書（様式第十三号第二面、第三面）	
	役員の兼職状況（様式第十三号　第五面）	・略歴書との整合性にご注意ください。（従事する他の法人等） ・兼職が該当する役員のみ記入してください。
	略歴書（様式第十四号の添付書類（３）－１）	・建設業法及び宅地建物取引業法に係る書式の略歴書では認められません。 ・役員（第２面）、政令で定める使用人（第３面）、業務管理者（第３面）が対象となります。 ・住所欄には、住所及び本籍地を記入してください（住所の後に本籍地を記入）。 ・職歴欄は現在の職歴に至るまで、兼職状況も含めて省略せず正確に記入してください（原則、就職、退職の年月日を記入）。
	誓約書（様式第十四号の添付書類（５））	・（商号又は名称）は申請者名を記載のうえ、（）を削除してください。
	法人登記（履歴事項全部証明書）	・申請日前３カ月以内に発行したものを提出してください。

（３）事務所の所在地（事務所の廃止に伴うものを除く）	変更届出書（様式第十六号）	
	登録申請書（様式第十三号第三面）	
	法人登記（履歴事項全部証明書）	・申請日前３カ月以内に発行したものを提出してください。
（４）業務管理者	変更届出書（様式第十六号）	
	登録申請書（様式第十三号第三面）	
	業務管理者設置証明書（様式第十四号の添付書類（１））	
	略歴書（様式第十四号の添付書類（３）－１）	・建設業法及び宅地建物取引業法に係る書式の略歴書では認められません。 ・役員（第２面）、政令で定める使用人（第３面）、業務管理者（第３面）が対象となります。 ・住所欄には、住所及び本籍地を記入してください（住所の後に本籍地を記入）。 ・職歴欄は現在の職歴に至るまで、兼職状況も含めて省略せず正確に記入してください（原則、就職、退職の年月日を記入）。
	実務経験証明書（様式第十四号の添付書類（３）－３）	・該当がない場合には、「該当なし」と記入してください。
	業務管理者資格届出書（様式第十四号の添付書類（３）－４）	・「有効期間」も含めて必ず記入してください。 ・登録証明事業に応じた登録証の写し、宅建士証の写しも併せて添付してください。住所について書換えを行っている場合には、宅建士証の裏面の写しも添付をお願いします。 ※業務管理者は申請業者において常勤

		の方に限ります。
	不動産特定共同事業に従事する者の名簿（県様式第１号）	
	業務管理者の写真（県様式第２号）	
	従業者異動届（県様式第３号）	
（５）従業者の異動	従業者異動届（県様式第３号）	
（６）業務の方法	変更届出書（様式第十六号）	
	登録申請書（様式第十三号　第四面）	・第四面（不動産特定共同事業に係る業務の方法書）に付随する各種規定なども提出してください。 業務運営に関する基本原則 業務の種別・契約種別ごとの業務内容 業務フロー 業務分掌、決裁フロー 電子取引業務に関する事項（※実施する場合） 苦情処理方針 反社会的勢力対策規程 内部監査規程 コンプライアンス方針 顧客勧誘・管理方針 利益相反行為管理方針　等
（７）他に事業を行っているときはその事業の種類	変更届出書（様式第十六号）	
	定款	

※各種申請書様式は下記のアドレスからダウンロードできます。

http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000263.html（国土交通省 HP～不動産特定共同事業等について～）

※登録申請書、添付書類の様式には、記載要領のシートがありますのでご確認ください。

※上記以外にも、審査に必要な書類の提出を求めることがあります。

※提出部数は正本１部、副本２部（申請者控え１部を含む）。

※記入しない書面及び記入しない項目がある場合、必ず「該当なし」と記入してください。
※年月日はすべて記入してください。
※申請書類のあて名は下記のとおり記入してください。
福岡県知事　殿